⑵　試験任用者の在職状況

在職者のうち、採用試験に合格して任用された者（以下「試験任用者」という。）の総数は260,005人（男性218,869人、女性41,136人）である。これを試験の種類別にみると、Ⅰ種試験及びこれに相当する試験による者は15,394人（試験任用者全体の5.9%）、Ⅱ種試験及びこれに相当する試験による者は53,285人（同20.5%）、Ⅲ種試験及びこれに相当する試験による者は157,163人（同60.4%）、国税専門官試験・労働基準監督官試験及びこれらに相当する試験による者は22,310人（同8.6%）、旧中級試験及びこれに相当する試験による者は11,853人（同4.6%）となっている。在職者総数に対する試験任用者の割合は73.2%であり、前年度に比べ0.4ポイント低くなっている。

また、給与法適用職員のうち、試験採用を行っている俸給表の適用職員について試験任用者の割合をみると、在職者が最も多い行政職㈠では92.3%で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっている。

その他の俸給表においては、専門行政職68.1%、税務職98.8%、公安職㈠74.7%、公安職㈡81.2%、研究職39.7%となっている。

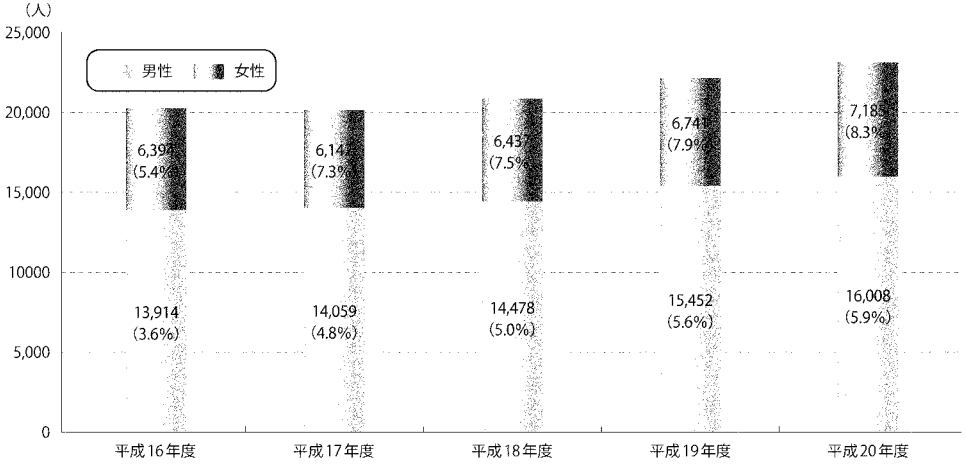
⑶　離職状況

離職とは、職員が職員としての身分を失うことをいい、定年退職、辞職（人事交流によるものを含む。）、免職、失職などである。

離職者総数は23,193人（男性16,008人、女性7,185人）であり、前年度に比べ1,000人増加（男性556人、女性444人）している（図１－６）。このうち、給与法適用職員は17,338人（前年度比1,123人増）、給与特例法適用職員は209人（同48人増）、特定独立行政法人職員は5,460人（同184人減）となっている。

離職率（前年度１月15日現在の在職者数に対する当該年度中の離職者数の割合）は給与法適用職員で5.9%、給与特例法適用職員で4.3%、特定独立行政法人職員で9.5%、全職員で6.4%（男性5.9%、女性8.3%）となっている。

［図１－６］　最近５年間の離職者数



（注）１　日本郵政公社職員を除く。
２　（　）内は離職率（前年度１月15日現在の在職者数に対する当該年度中の離職者数の割合）を示す。

３　特定官職（本府省の課長等）への任命

本府省の課長相当以上の官職及び地方支分部局、施設等機関等のこれと同等の官職並びに特定独立行政法人の官職のうち人事院の定める官職（特定官職という。）に昇任、採用、配置換等を行う場合には、その職責の高さに鑑み、情実人事を求める圧力や働きかけその他の不当な影響を受けることなく、公正に任用が行われる必要があるため、職務遂行に必要な知識、経験、管理・監督能力等の有無（人事院の定める要件を満たすこと）を、経歴評定、人事評価の結果、その他客観的な判定方法により、公正に検証しなければならない。なお、この要件によることができない場合等には、あらかじめ人事院と協議することとされている。

また、特定官職への昇任等を行った場合（人事院にあらかじめ協議した場合を除く。）には、任命権者はその旨を人事院に報告することとされている。

人事院が定める特定官職の総数は、平成22年３月31日現在2,285あり、平成21年度中における特定官職への昇任等に係る各府省からの報告は461人、協議は19人である。その内訳は表１－６に示すとおりである。

［表１－６］　平成21年度特定官職（本府省課長等）への任命の報告・協議状況

（単位：人）

区分＼官職	次官級	本府省局長級	本府省審議官級	本府省課長級	計
採　用	0 3	2 0	16 4	23 3	41 10
昇　任	21 0	44 0	104 1	161 8	330 9
転　任	0 0	3 0	24 0	41 0	68 0
配置換	0 0	3 0	5 0	14 0	22 0
計	21 3	52 0	149 5	239 11	461 19

㈱　上段は「報告」、下段は「協議」の人数を示す。

４　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用

意欲と能力のある優秀なⅡ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用を着実に推進するため、各府省においては、「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用の推進に関する指針」（平成11年事務総長通知）に基づき、「計画的育成者」の選抜、育成に努めており、従前Ⅰ種採用職員が就いていたポストへの任用や出向ポストの拡大など、各府省それぞれの実情に応じた取組がなされているとともに、人事院においては、「計画的育成者」の登用に資することを目的として、係員級、係長級及び課長補佐級を対象とする行政研修（特別課程）を各２回実施しており、平成21年度においては、係員級では21府省から90人、係長級では22府省から106人、課長補佐級では22府省から61人の参加があった。

また、これまで海外勤務や海外研修の機会の少なかったⅡ種・Ⅲ種等採用職員に対して、国際化する行政に対応し得る基礎的素養の向上を図るため、短期在外研究員制度の特別枠を設定し、平成21年度は、行政研修（係長級特別課程）受講者の中から選抜した５人を海外研修に派遣した。

人事院は、毎年、各府省人事担当課長からなる「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員登用連絡協議会」を開催し、登用の実情把握や啓発に努めている。なお、「平成20年度Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の登用施策等に関する調査」によれば、平成20年度においてⅡ種・Ⅲ種等採用職員の登用推進努力として行った新たな幹部職員（本府省課長級以上）への任用数は、指定職ポスト13人、本府省課長等48人、地方支分部局長等55人で、計116人であった（図１－７）。